

徳島県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

172		整理 番号
羽ノ浦停車場		路線名
同	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内六四番二地先から 同 六八番二地先まで	区 間
新	旧	新旧 の別
七・六〇七・八	四・〇〇四・二	敷 地の 幅 員 (メートル)
五〇・七	五〇・五	延 長 (メートル)